第1章



都市計画マスタープランとは



第1章 都市計画マスタープランとは

1. 計画の目的

都市計画マスタープランは、市町村がその創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立して地域別のあるべき市街地像を示すとともに、課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を、市町村自らがきめ細かくかつ総合的に定めた都市計画の方針です。

本市は、市町の合併、少子高齢化の進展、地球規模の環境問題、市民のライフスタイルの変化など、市民生活を取り巻く環境が転換期にある中、これらの課題に対応した新たな計画が必要になったことから、平成21年8月、基準年次を平成18年(2006年)、中間年次を平成28年(2016年)、目標年次を平成38年(2026年)と定めた千曲市都市計画マスタープランを策定しました。

その後、全国的な人口減少と少子高齢化や厳しい財政状況の下、居住者の生活を支えるサービスの提供が困難になりかねない状況が懸念されはじめたことから、国においても、持続可能なまちづくりのためのコンパクトシティと公共交通によるネットワーク化を目指す立地適正化計画制度を創設するなど、新たな取組が行われています。中間年次を経過し、これらの社会情勢の変化や第二次千曲市総合計画、第二次国土利用計画(千曲市計画)、立地適正化計画などが策定されたことから、それらを踏まえ、本マスタープランの見直しを行いました。

2. 目標年次

本計画の基準年次、中間年次及び目標年次は次のとおりです。

基準年次 平成 18年(2006年)

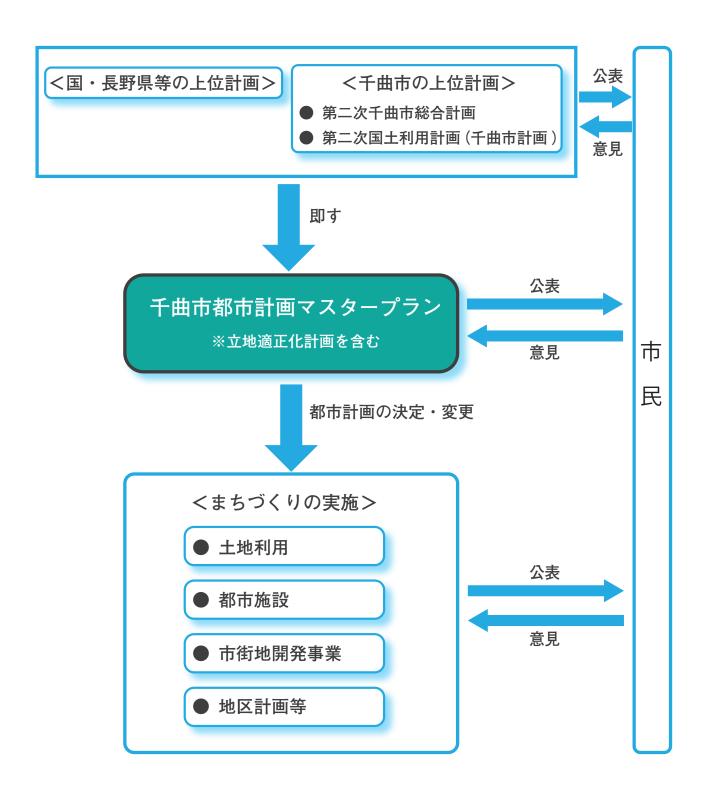
中間年次 平成 28 年 (2016 年)

目標年次 平成 38 年(2026年)

3. 位置づけ

本マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

本市の将来のまちづくりを位置づける上位計画には、第二次千曲市総合計画や土地 利用の指針となる第二次国土利用計画(千曲市計画)、長野県が策定した都市計画の 目標や土地利用等の基本方針を示した「千曲都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針」等があります。 本市の都市計画マスタープランは、これらの計画に即して定めるとともに、本市の 関連する諸計画との調整を図りながら、将来のまちづくりの形を位置づけるものとし ます。



図_都市計画マスタープランの位置づけ

4. 都市計画マスタープランの役割

本計画は次のような役割を担っています。

- 実現すべき具体的な都市の将来像を示します。
- 個別の都市計画に関し、市民の理解を得る根拠となります。
- 都市整備に関わる施策の体系的な指針となります。
- ■都市整備の計画実現の見通しを示します。